

三隅小学校いじめ防止基本方針

浜田市立三隅小学校

はじめに

「いじめは、どの学校でも、どの学級にも、どの児童にも起こりうる」という基本認識に立ち、本校の児童が、楽しく豊かな学校生活を送ることができる、いじめのない学校を作るために「三隅小学校いじめ防止基本方針」を策定する。

本校における「いじめ防止のための基本的な姿勢」を示す。

- 学校、学級内にいじめを許さない雰囲気を作ります。
- 児童、教職員の人権感覚を高めます。
- 校内における温かな人間関係を築きます。
- いじめを早期に発見し、適切な指導を行い、いじめ問題を早期に解決します。
- いじめ問題について保護者、地域、そして、関係機関との連携を深めます。

1 「いじめ」とは（いじめ防止対策推進法第2条を参照して）

「いじめ」とは、「当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

学校では、「いじめ」を訴えてきた児童の立場に立ち、この「いじめ」の定義に関わらず、その訴えを真摯に受け止め、児童を守るという立場に立って事実関係を確かめ、対応にあたる。

学校は、いじめの防止及び早期発見に努めるとともに、児童がいじめを受けていると思われるときは、迅速に対処する。

2 いじめを未然に防止するために

<学校全体として>

- 全教育活動を通して、「いじめは絶対に許されない」という土壌をつくる。
- いじめに関するアンケート調査を定期的実施し、結果から児童の様子の変化などを教職員全体で共有する。
- いつでも、誰にでも相談できる体制の充実を図る。
- 何でも話せる風通しの良い教職員集団づくりに努める。
- 「いじめ問題」に関する校内研修を行い、「いじめ」について本校教職員の理解と実践力を深める。
- 学校として「いじめは絶対に許されない」ということと、「いじめ」に気づいた時には、すぐに担任をはじめ周りの大人に知らせることの大切さを児童に伝える。

<児童に対して>

- 児童一人一人が認められ、お互いを大切にし合い、学級の一員として自覚できるような学級づくりを行う。また、学級のルールを守るといった規範意識の醸成に努める。
- 分かる授業、楽しい授業を行い、児童に基礎・基本の定着を図るとともに学習に対する達成感・成就感を育てる。
- 「いじめは決して許さない」という姿勢を教職員がもっていることをさまざまな活動を通して児童に示し、「いじめは決して許されないこと」という認識を児童が持つよう、さまざまな活動の中で指

導する。

- 見て見ないふりをするのは「いじめ」をしていることにつながることや、「いじめ」を見たら他の教員や友達に知らせたり、やめさせたりすることの大切さを指導する。その際、知らせることは決して悪いことではないこともあわせて指導する。

<教職員>

- それぞれの児童に応じた活躍の場を設定し、自己肯定感や自己有用感の育成に努める。
- 思いやりの心や児童一人一人がかけがえのない存在であるといった命の大切さを、道徳の時間や学級指導を通して育む。
- 特別活動や児童会活動、縦割り班活動を充実させ、高学年が下学年をリードし異学年間の人間関係を深める。
- よりよいコミュニケーションや人間関係づくりのために、上手に情報手段を使うことができるよう情報モラル教育を行う。
- 児童一人一人の変化に気づく、鋭敏な感覚を持つように努める。
- 児童や保護者からの話を親身になって聞く姿勢を持つ。
- 「いじめ」の構造やいじめ問題の対処等「いじめ問題」についての理解を深める。特に、自己の人權感覚を磨き、自己の言動を振り返るようにする。
- 問題を抱え込まないで、管理職への報告や同僚への協力を求める意識を持つ。

<保護者・地域に対して>

- 児童が発する変化のサインに気づいたら、学校に相談することの大切さを伝える。
- 校内の相談窓口の周知を図り、いつでも相談できる体制を整える。
- 「いじめ問題」の解決には、学校・家庭・地域の連携を深めることが大切であることを学校便り等で伝えて、理解と協力をお願いする。

3 「いじめ」の早期発見・早期対応について

<早期発見にむけて・・・「変化に気づく高いアンテナ」>

- 児童の様子を全教職員で見守り、気づいたことを共有する場（生徒指導職員会・校内委員会・ケース会議等）を設ける。
- 家庭においても児童の様子を日常的に気にかけてもらい、保護者との連携を図る。
- 様子に変化が感じられる児童には、教職員は積極的に声かけを行い児童に安心感をもたせる。
- アンケート調査を活用し児童の人間関係や学校生活等の悩みの把握に努め、共に解決していこうとする姿勢を示して、児童との信頼関係を深める。

<相談ができる・・・「いつでも・どこでも・誰にでも」>

- いじめに限らず、困った事や悩んでいることがあれば、誰にでも相談できることや相談することの大切さを児童に伝えていく。
- いじめられている児童や保護者からの訴えは親身になって聞き、児童の悩みや苦しみを受け止め、児童を支えいじめから守る姿勢を持って対応することを伝える。
- いじめられている児童が安心して相談できる雰囲気づくりに努める。
- いじめに関する相談を受けた教職員は、管理職に報告するとともにいじめ対策主任を通して校内で

情報を共有するようにする。

<早期の解決を・・・「傷口は小さいうちに」>

- 教員が気づいた、あるいは、児童や保護者から相談のあった「いじめ」について、事実関係を早期に把握する。その際、被害者、加害者といった二者関係だけでなく構造的に問題を捉える。
- 事実関係を把握する際には、学校として組織的な体制のもとに行う。
- いじめている児童に対しては、「いじめは絶対に許さない」という姿勢で臨み、まず、いじめることをやめさせる。
- いじめることが、どれだけ相手を傷つけ苦しめているかに気づかせるような指導を行う。
- いじめてしまう気持ちを聞き、その児童の心の安定を図る指導を行う。
- いじめを周りで見っていた児童には、いじめに加担することになったことを伝え、反省を促す。
- 事実関係を正確に当該の保護者に伝え、学校での指導、家庭での対応の仕方について、学校と連携し合っていくことを伝えていく。

4 校内体制について

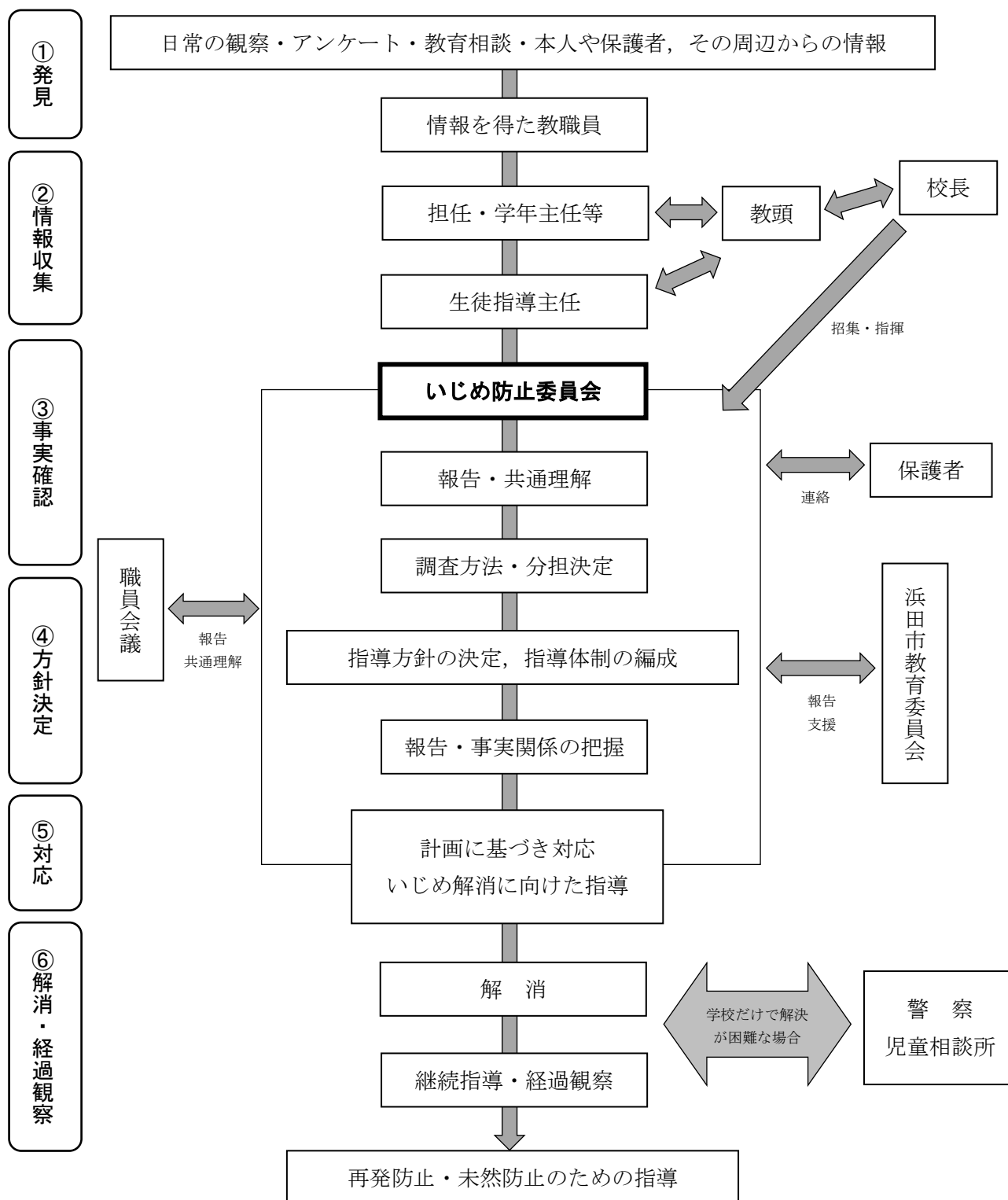
- 校務分掌に「いじめ防止委員会」を位置づけ、いじめ対策主任を置く。いじめ対策主任は生徒指導主任が兼ねる。いじめ防止委員会の構成は、校長、教頭、教務主任、いじめ対策主任、人権・同和教育主任、養護教諭とする。
- 役割として、本校におけるいじめ防止等の取組に関することや、相談内容の把握、児童、保護者へのいじめ防止の啓発等に関するものを行う。
- いじめの相談があった場合には、担任を加え、事実関係の把握、関係児童・保護者への対応等について協議して行う。なお、いじめに関する情報については、児童の個人情報の取り扱いを考慮しながら、本校の教職員が共有するようにする。
- ケースによっては、特別支援教育コーディネーターやスクールカウンセラー等も「いじめ防止委員会」に参加する。

5 教育委員会をはじめ関係機関との連携について

- いじめの事実を確認した場合の浜田市教育委員会への報告、重大事態発生時の対応等については、法に即して浜田市教育委員会に指導・助言を求めて学校として組織的に動く。
- 重大事態とは、次の場合をさす。
 - ・児童が自死を企図した場合
 - ・児童が心身に重大な傷害を負った場合
 - ・児童が金品等に重大な被害を被った場合
 - ・児童が精神上性の疾患を発症した場合
 - ・児童が学校を欠席することを余儀なくされている場合
- 重大事態発生の場合には真摯に受け止め、全校児童及び保護者に対してアンケート調査を行い、聞き取り事項と合わせて事実関係を把握し、調査委員会に提出する。
- 調査委員会は、スクールカウンセラー、警察、精神科医等の専門知識を有する者の他、第三者からなる組織とする。
- いじめを受けた児童・保護者に対しては、学校として説明責任があることを自覚し、誠意を持って対応する。その際、個人情報の保護に関する法律等を踏まえる。

○地域全体で、「いじめは絶対に許されない」という認識を広めることが大切であるということから、PTAや地域の会合等で、いじめ問題など健全育成についての話し合いを奨めることを願います。

6 いじめ防止・対応に向けた校内組織体制



7 学校いじめ防止基本方針の評価

○学校評価においては、PDCAサイクルにしたがい、年度毎の取組について児童・保護者からのアンケート調査や教職員の評価を行い、その結果を公表し次年度の取組の改善に生かす。

8 年間の取り組み計画

月	校内体制づくり	学級づくり 集団づくり	保護者	早期発見 対応
4	<ul style="list-style-type: none"> ・「いじめ防止基本方針」の共通理解 ・授業ルールの確認 	<ul style="list-style-type: none"> ・学級開き ・学級のルール作り ・登校班編制 ・校外班会 ・縦割り班開き 	<ul style="list-style-type: none"> ・「いじめ防止基本方針」の説明、<u>HP</u>での公表 ・S C紹介 ・個人懇談での情報交換 ・学級懇談会での情報交換 	<ul style="list-style-type: none"> ・情報交換
5	<ul style="list-style-type: none"> ・児童相談所，児童養護施設との連絡会 ・学級経営案の作成 	<ul style="list-style-type: none"> ・なかよし運動会 ・アンケートQUの実施 		
6	<ul style="list-style-type: none"> ・人権集会 	<ul style="list-style-type: none"> ・なかよしアンケート 	<ul style="list-style-type: none"> ・メディアに関する公開授業 	<ul style="list-style-type: none"> ・教育相談
7	<ul style="list-style-type: none"> ・学級経営1学期の反省 	<ul style="list-style-type: none"> ・アンケートQUの分析 ・校外班会 	<ul style="list-style-type: none"> ・学級懇談会での情報交換 	
9	<ul style="list-style-type: none"> ・アンケートQUの結果等を踏まえた学級経営案修正 	<ul style="list-style-type: none"> ・校外班会 ・運動会 ・なかよしアンケート 		
10				
11	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめに関する研修 	<ul style="list-style-type: none"> ・アンケートQUの実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・人権・同和教育公開授業 ・学級懇談会での情報交換 	<ul style="list-style-type: none"> ・教育相談
12	<ul style="list-style-type: none"> ・人権集会 ・学級経営2学期の反省 ・学校評価 	<ul style="list-style-type: none"> ・アンケートQUの分析 ・校外班会 		
1	<ul style="list-style-type: none"> ・アンケートQUの結果等を踏まえた学級経営案修正 		<ul style="list-style-type: none"> ・性に関する指導公開授業 ・学級懇談会での情報交換 	
2		<ul style="list-style-type: none"> ・なかよしアンケート 		<ul style="list-style-type: none"> ・教育相談
3	<ul style="list-style-type: none"> ・学級経営年度末の反省 	<ul style="list-style-type: none"> ・校外班会 		

9 いじめ防止基本方針の公表

○保護者や地域に本校での取り組みを公表、啓発を行い、共通理解を図る。